

防衛省訓令第54号

防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和27年政令第368号）別表第3の規定に基づき、派遣海賊対処行動航空隊の官職に係る俸給の特別調整額に関する訓令を次のように定める。

平成21年8月20日

防衛大臣 浜田 靖一

派遣海賊対処行動支援隊及び派遣海賊対処行動航空隊の官職に係る俸給の特別調整額に関する訓令
防衛省の職員の給与等に関する法律施行令別表第3に規定する防衛大臣の定める官職は、俸給の特別調整額に関する訓令（昭和40年防衛庁訓令第8号）に規定する官職のほか、次の各号に掲げる官職とし、当該官職に係る同令別表第3に規定する防衛大臣の定める種別は、それぞれ当該各号に定める種別とする。

(1) 派遣海賊対処行動支援隊司令 2種

(2) 派遣海賊対処行動航空隊整備補給隊長並びに派遣

海賊対処行動支援隊の司令部幕僚（専ら情報及び警衛の任務を担当するものに限る。） 、業務隊長及び警衛隊長 4種

附 則

- 1 この訓令は、平成21年8月20日から施行し、同年7月24日から適用する。
- 2 この訓令は、派遣海賊対処行動支援隊及び派遣海賊対処行動航空隊が廃止された日にその効力を失う。

附 則（平成24年防衛省訓令第35号）

この訓令は、平成24年9月28日から施行し、この訓令による改正後のジブチ現地調整所及び派遣海賊対処行動航空隊の官職に係る俸給の特別調整額に関する訓令の規定は、平成24年7月24日から適用する。

附 則（平成26年防衛省訓令第57号）

この訓令は、平成26年10月29日から施行し、この訓令による改正後の派遣海賊対処行動支援隊及び派遣海賊対処行動航空隊の官職に係る俸給の特別調整額に関する訓令の規定（派遣海賊対処行動支援隊の官職に係る

部分に限る。)は、同年7月24日から適用する。